

## 豊明市監査公表第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定例監査等を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成26年9月26日

豊明市監査委員

古橋 洋 一

月岡 修 一

### 1 監査の対象

健康福祉部 健康推進課

健康福祉部 保険医療課

### 2 監査の期間

平成26年4月30日から平成26年5月22日まで

### 3 監査の範囲

平成25年4月1日から平成26年3月31日までに執行した事務事業

### 4 監査の重点項目

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

(5) 一般行政事務

### 5 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) いのちの尊重推進事業の講師謝礼の支出事務において、支出決定伺書の記載に一部不備な点が見受けられたので留意されたい。(健康推進課)
- (2) エレベーター保守委託の契約事務において、契約の締結伺書に合議のないものが見受けられたので留意されたい。(健康推進課)
- (3) 国民年金保険料免除等に係る遡及期間の見直し対応に伴う国民年金システム改修委託の契約事務において、契約の締結伺書に合議のないものが見受けられたので留意されたい。(保険医療課)

## 6 監査の対象

健康福祉部 社会福祉課

健康福祉部 高齢者福祉課

## 7 監査の期間

平成26年5月30日から平成26年6月20日まで

## 8 監査の範囲

平成25年4月1日から平成26年3月31日までに執行した事務事業

## 9 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

## 10 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 生活保護システム改修委託の契約事務において、契約の締結伺書に合議のないものが見受けられたので留意されたい。(社会福祉課)
- (2) 社会を明るくする運動推進事業委託の契約事務において、実績報告書の添付書類に一部不足しているものが見受けられたので留意されたい。(社会福祉課)
- (3) いきいき笑顔ネットワーク「高齢者見守りシステム」構築委託の支出事務において、予算執行伺書の記載に一部不備な点が見受けられたので留意されたい。(高齢者福祉課)